

令和2年 第12回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和2年10月1日(木)			
招集の場所	時津町役場第2庁舎4階大会議室			
開・閉議日時及び宣言	開議	令和2年10月1日(木)午後1時30分		
	閉議	令和2年10月1日(木)午後1時40分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職名	氏名	出席	欠席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委員	宮原 克也	○	
	委員	天田 明香	○	
	委員	川崎 孝敏		○
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 教育長報告

日程第2 議案第49号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

日程第3 時津町教育委員会教育長職務代理者の指定について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和2年第12回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第1、教育長報告を行います。

令和2年9月12日から令和2年10月1日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

(別紙教育長報告に基づいて報告)

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第2 議案第49号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、議案の審議等を行います。

議案第49号時津町教育委員会表彰被表彰者についての件を議題とします。

議案第49号について、事務局の説明を求めます。

○ 栗山教育総務課長

議案第49号時津町教育委員会表彰被表彰者について、ご説明いたします。

別紙の令和2年度時津町教育委員会表彰対象者一覧をご覧ください。

対象は7名の方になります。

まず、教育委員会表彰規程第2条第3号（自治公民館長及び自治公民館主事等にして5年以上在籍し功績があった者）に該当される方として、

永尾和敏（ながお かずとし）氏、酒井克憲（さかい かつのり）氏、小橋順二（こばし じゅんじ）氏の3名となります。

次に、教育委員会表彰規程第2条第6号（前各号以外の者で、特に表彰に値すると認められる者）に該当される方として、鈴木勝利（すずき かつとし）氏、山川清美（やまかわ きよみ）氏、森澤俊朗（もりさわ としあき）氏、米倉博（よねくら ひろし）氏の4名となります。

以上で議案第49号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 相川教育長

本案について、ご質問はありますか。

○ 宮原教育委員

公民館関係の3名の方の地区を教えてください。

○ 蒔添社会教育課長

永尾和敏氏は、元村2地区の自治公民館主事をされておられます。

酒井克憲氏は、浦地区の自治公民館館長をされておられます。

小橋順二氏は、浜田2地区の自治公民館主事をされておられます。

○ 宮原教育委員

ありがとうございます。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第49号時津町教育委員会表彰被表彰者については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第49号時津町教育委員会表彰被表彰者についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 時津町教育委員会教育長職務代理者の指定について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、時津町教育委員会教育長職務代理者の指定についての件を議題とします。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。

本町におきましては、昨年10月から、吉田委員にこの職務代理者の職を務めていただいております。

吉田委員は、ご承知のとおり、教育委員の任期が満了となり、9月に開催されました時津

町議会第3回定例会において再任されましたが、職務代理者につきましては改めて指定をする必要があります。

職務代理者の任期につきましては、教育長が別の委員を指定するまで、又はすでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期となります。

具体的な事務の執行に関しましては、同法第25条第4項の規定により、事務局職員に対して委任できる旨の規定がございますので、教育次長など適当な職員に委任することにより事務を執行していくことができるようなかたちになっております。

説明は以上でございます。

早速ですが、教育長職務代理者として、吉田委員を指名いたします。

吉田委員、いかがでしょうか。

(吉田委員 承諾)

吉田委員、ありがとうございます。それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める教育長職務代理者として、吉田委員を選任いたします。

早速ですが、吉田委員、皆様にご挨拶をお願いいたします

(吉田委員 挨拶)

吉田委員ありがとうございました

以後、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和2年第12回時津町教育委員会会議を閉会します。